

1. 基金拠出型医療法人の設立

【基金拠出型医療法人とは】

基金拠出型医療法人とは、持分の定めのない社団医療法人で、基金制度を採用している法人をいいます。

基金とは、社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものです。剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財政的基盤の維持を図るための制度です。基金制度を採用する場合には、基金の拠出者の権利に関する規定や基金の返還の手続を定款に定めなければなりません。なお、財団医療法人、社会医療法人、特定医療法人は基金制度を採用することができません。